

# 墨田区、BS よしもと株式会社及び学校法人 電子学園との連携に関する協定書

上記の合意の証として、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙が署名押印の上、各々1通を保有する。

墨田区（以下「甲」という。）、BS よしもと株式会社（以下「乙」という。）及び学校法人電子学園（以下「丙」という。）は、連携に関する基本事項について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が協力して、甲の行政区域内における大学のあるまちづくりを進める上で、丙のキャンパスが所在するエリアを拠点として、デジタルトランスフォーメーションに関連する分野等において交流を図ることにより、地域社会の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

## （連携及び協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的の実現のために、次に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- (1) 甲、乙及び丙の教育・研究に関する人的資源の交流及び知的・物的資源の相互活用に関すること。
- (2) 甲、乙及び丙が協力して行うメディア教育及びデジタルコンテンツ制作を通じた地域産業の活性化、学習支援等の事業の推進に関すること。
- (3) その他甲、乙及び丙が連携を推進するために必要と認める事項に関すること。

## （守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携及び協力において、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間及び当該有効期間終了後を問わず、第三者に対して、開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

## （期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、有効期間満了の日の6か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による改廃の申入れがないときは、さらに5年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （協議）

第5条 この協定に定める事項に関して、具体的な連携及び協力の細目その他の事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

2 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

令和4年3月20日

甲 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長

山本亨



乙 大阪市中央区難波千日前11番6号

BS よしもと株式会社

代表取締役社長

稻垣



丙 東京都新宿区百人町一丁目25番4号

学校法人 電子学園

理事長

多忠貴

